

動薬協会発 136号
平成26年10月28日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会 員 各 位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
理事長 福井邦顕
(公印省略)

豚流行性下痢(PED)による損耗防止のための馴致に関する条件等について

当協会の業務運営につきましては、日頃からご支援、ご協力を頂きお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、農林水産省消費・安全局動物衛生課長より通知がありましたのでお知らせします。



26消安第3379号
平成26年10月24日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

豚流行性下痢（PED）による損耗防止のための馴致に関する条件
等について

このことについて、別添のとおり、都道府県畜産主務部長宛てに通知しましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力いただきますとともに、貴下会員への周知方よろしくお願いします。



写

26消安第3379号
平成26年10月24日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

豚流行性下痢（PED）による損耗防止のための馴致に関する条件等について

発症豚の糞便や腸内容物を妊娠母豚に投与して人工的に免疫を付与する馴致（以下「本法」という。）については、平成26年10月24日付け26消安第3377号農林水産省消費・安全局長通知でお知らせしたとおり、「豚流行性下痢（PED）防疫マニュアル」（以下「防疫マニュアル」という）において、その基本的な考えを示したところです。

つきましては、本法の無秩序な実施が本病の感染を拡大させる大きなリスクとなることを認識いただき、このことに関して、指導する際の留意事項、具体的な条件等について示したので、下記の事項に基づき、家畜所有者に対して周知及び指導の徹底をお願いします。なお、本法に関し、別途、都道府県の方針がある場合はこの限りではないので、適宜指導願います。

記

1. 次の（１）及び（２）のいずれかに該当する農場にあっては本法は決して行わないこと。
 - （１）本病が発生していない農場
 - （２）本法に関し専門的な知識を有する管理獣医師の管理指導がない農場

2. やむを得ず本法を実施する場合であっても、上記のいずれにも該当しない農場にあって、かつ、次の（１）から（５）までの全ての条件を厳守すること。なお、本法を実施する場合において、継続的に本病のワクチン接種を実施し免疫を維持するなど、農場内のウイルス量を減少させる取組を行う必要性を認識するよう指導すること。
 - （１）管轄する家畜保健衛生所に本法の実施時期並びに手順及び指導を行う獣

医師の情報を含む実施の届出を行うこと。

- (2) 本法を実施した場合、管轄する家畜保健衛生所にその経過を報告すること。
- (3) 本法を実施する際、周辺の養豚農場に本法を実施することについて情報提供すること。
- (4) オーエスキー病、PRRS、サルモネラ症、豚丹毒、豚赤痢等の監視伝染病又は家畜防疫員若しくは獣医師が指定する疾病の浸潤農場においては、それらの病原体を拡散させない措置を行うこと。
- (5) その他、管轄する家畜保健衛生所の指導に従うこと。

3. 家畜保健衛生所は、本法の実施の届出を受けた場合、当該農場を担当する獣医師と連携し、その実施内容について把握する。実施の届出を受けた際、実施後の衛生管理（排泄物及び死体の処理方法並びに豚舎内の洗浄・消毒方法）及び他の豚舎への感染拡大防止対策について、当該農場の状況に応じた適切な措置が講じられるよう家畜の所有者に対して指導すること。また、実施内容について変更を要する場合は、当該家畜の所有者に改善するよう指導すること。

4. 家畜保健衛生所は、本法については防疫マニュアルに記載したリスクがあることに加え、流産、発育不良等を引き起こす可能性があること、技術的に高度な管理が求められること、必ずしも有効な成果が得られるものではないこと、その手順や効果も含め引き続き検証が必要な方法であること、風評被害を招きかねないこと及び他農場への感染拡大のリスクも伴うことについて家畜の所有者に周知するとともに、獣医師の管理の下、自己の責任において実施するよう家畜の所有者を指導すること。

また、家畜の所有者が家畜保健衛生所の指導に従わず、当該手法を実施した場合は、飼養衛生管理基準（第2項（豚及びいのしし）第1の1）の違反に該当し、その後の改善に係る家畜伝染病予防法第12条の5に基づく指導の対象となることも併せて周知すること。